

付 議 第 2 号

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、同規則第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に、「委任することについて」を「委任することに関し」に改める。

第2条第23号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条中第29号を削り、第28号を第29号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 幼保連携型認定こども園の設置の認可をすること。

第2条第37号中「重要と」を「重要であると」に改める。

附 則

この規則中第2条の改正規定は公布の日から、第1条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う同法の引用規定の整理をしようとするもの（第1条）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の設置の認可に関する事務について、教育長に委任することなく、教育委員会の権限とするもの（第2条第23号及び第24号）
- (3) 特例民法法人の移行及び解散の事務が完了したことに伴い、同法人の解散命令に関する事務を削除するもの（旧第2条第29号）

2 施行期日

- (1)については、平成27年4月1日
- (2)及び(3)については、公布の日

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会事務委任規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を高知県教育長(以下「教育長」という。)に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(22) 略

(23) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をすること。

(24) 幼保連携型認定こども園の設置の認可をすること。

(25)～(29) 略

(30)～(36) 略

(37) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。

旧

高知県教育委員会事務委任規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を高知県教育長(以下「教育長」という。)に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(22) 略

(23) 認定こども園の認定をすること。

(24)～(28) 略

(29) 特例民法法人に対して解散を命ずること。

(30)～(36) 略

(37) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）**新旧対照表**〈抜粋〉

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等 （第 3 条―第 8 条）</p> <p>第 3 章 幼保連携型認定こども園（第 9 条―第 27 条）</p> <p>第 4 章 認定こども園に関する情報の提供等（第 28 条―第 31 条）</p> <p>第 5 章 雑則（第 31 条―第 37 条）</p> <p>第 6 章 罰則（第 38 条・第 39 条）</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等 （幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）</p> <p>第 3 条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第 4 章において同じ。）の認定を受けることができる。</p> <p>2～9 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 認定こども園に関する認定手続等（第 3 条―第 11 条）</p> <p>第 3 章 認定こども園に関する特例（第 12 条―第 15 条）</p> <p>第 4 章 罰則（第 16 条）</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 認定こども園に関する認定手続等 （教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）</p> <p>第 3 条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。</p> <p>2～5 略</p>

第3章 幼保連携型認定こども園

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。

(新設)